

高齢者を狙う悪質住宅リフォーム

「無料で屋根瓦を点検します。」「今だけ雨樋を2,980円で掃除します。」「近所で工事をしているので挨拶に来ました。」相談窓口へ寄せられる住宅リフォームに関する相談には、共通するパターンがあります。

悪質な住宅リフォーム業者は、先にみたような内容を口実に消費者に近づき、無料・安価な点検・工事で消費者の気をひき、その後「瓦がずれている。そのまま放置すると雨漏りする。」「今すぐに修理しないと、大変なことになる。」などと、消費者の不安をあおり、高額なリフォーム工事の契約を結ばせます。

事例1

「近所で工事しており、材料が余っているので樋を安く直してあげる。」という業者の申出を了解したら、工事後、母屋全体の修理を執拗に勧められた。(70歳代 男性)

事例2

「2,980円で雨樋の掃除をしませんか。」と電話で執拗に勧誘されたため承諾。掃除後、「漆喰が剥がれていた。放っておくと雨漏りする。」と執拗に漆喰工事を勧誘され根負けして承諾。(60歳代 女性)

アドバイス

特定商取引法では、訪問販売にあたり、事業者は勧誘に先立って勧誘目的等を告げること、うそを告げて勧誘してはいけないこと、迷惑な勧誘をしてはならないこと等、その販売方法に一定の制限を加えています。特に高齢で独居の消費者は、悪質業者の執拗な勧誘に最後は根負けしてしまう傾向が強く、狙われやすいといえます。

訪問販売は、特定商取引法でクーリング・オフ（無条件解約）が、一定条件で認められていますので、不本意な契約を結ばされた場合や、家族の方が不審な契約書を見つけた場合などは、早めにお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H25. 8. 27 岐阜新聞

住宅リフォームに関する相談件数
(平成20~24年度)

